

概要版

関ヶ原町こども計画

(令和8年度～令和11年度)

子どもが健やかに育ち
安心して子育てができるまち



令和8年3月
関ヶ原町

1 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤立、格差拡大などの問題も、近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。

岐阜県では、令和2年度から「第4次岐阜県少子化対策基本計画」のもと「結婚や出産の希望がかない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを生み育てることができる岐阜県」を目指し、「子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり」「若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり」「働きながら子育てしやすい環境づくり」「地域で子育てを支え合う仕組みづくり」の4本柱で、少子化対策に取り組んでいます。

2 計画策定の趣旨

本町は、令和2年3月に「第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これからの関ヶ原町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指してきました。

「こども基本法」及び「こども大綱」を踏まえ、子ども・若者、子育て当事者などに関する一体的な計画とし、子育て世帯への支援や子ども・若者の育ちなどの課題に対応するため、昨年度策定した「第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」の内容に、子ども・若者施策の内容を盛り込んだ「関ヶ原町こども計画」として改訂しました。

3 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画とし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を内包した一体的な計画として策定しています。

4 計画の期間

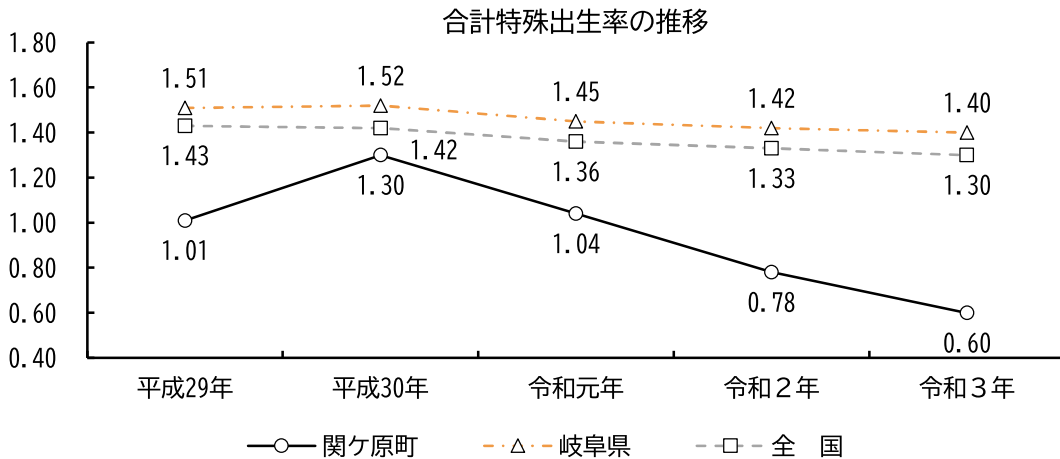
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」と最終年度を同じくし次期計画に移行するため、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

5 関ヶ原町の現状

(1) 合計特殊出生率*の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は平成30年をピークに減少傾向にあり、令和3年で0.60となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

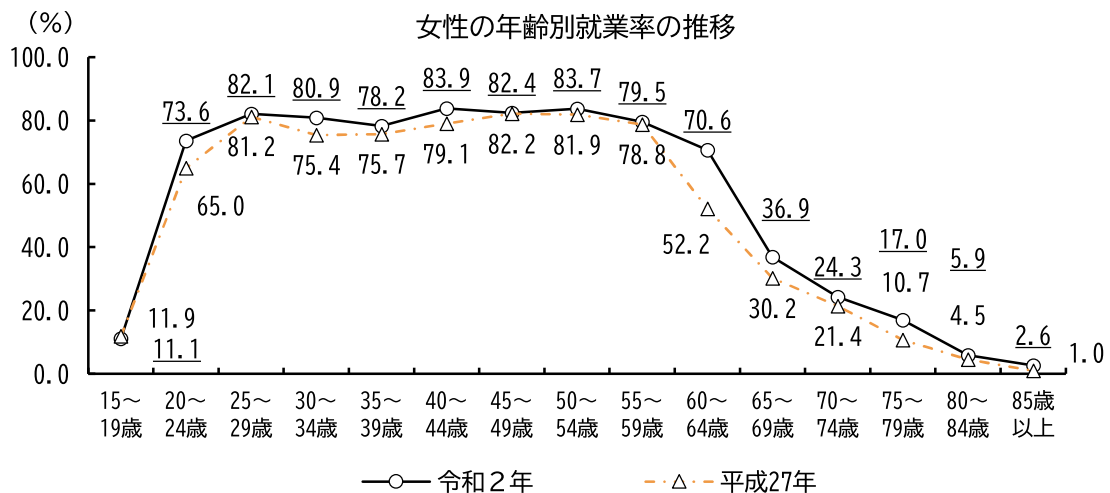


資料：町) 西濃地域の公衆衛生
全国、県) 人口動態統計

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯何人の子どものかを推計したものの。

(2) 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていましたが、令和2年ではM字カーブが緩やかになり、60歳以上の就業率が上昇しています。



資料：国勢調査

6 基本目標・施策の方向性

基本目標（1）子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の充実を図るとともに、すべての子どもの自主性や社会性の育成や教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

施策の方向性

- ① 幼児期における教育・保育の充実
- ② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- ③ 小学校への滑らかな接続



基本目標（2）子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

また、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

施策の方向性

- ① 相談支援、情報提供の充実
- ② 母子保健サービスの充実
- ③ 配慮が必要な子どもへの支援
- ④ 子どもの居場所の確保



基本目標（3）子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

施策の方向性

- ① 子育て意識の醸成
- ② 仕事と子育ての両立の推進



基本目標（4）安心して子育てのできるまちをきずこう

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みなど、地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象とした支援が必要です。相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実、ひとり親家庭への支援など、総合的な支援体制づくりを推進します。

施策の方向性

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 地域ぐるみの子育て・子育て支援の促進
- ③ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ④ 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困対策含む）
- ⑤ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ⑥ 安全・安心なまちづくり
- ⑦ 地域の人々の支え合いによる家庭支援の仕組みづくり



基本目標（5）子ども・若者の成長の自立を支援しよう（こども計画）

貧困やひきこもりなどの困難を有する子ども・若者やその家族に対し、相談支援事業等を実施することにより、自立に向けて支援する体制を整えていきます。また、町民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護する環境を整えます。さらに、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会や出会いの場を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取り組みの推進に努めます。

施策の方向性

- ① 困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援
- ② 子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利）の保障・擁護
- ③ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援



7 教育・保育等の量の見込みと確保方策

本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。令和6年度の数値については、一部見込み数値を含んでいます。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み	6	0	44	2	8	11
	確保量	17	0	92	15	24	24
令和8年度	量の見込み	6	0	45	2	8	8
	確保量	17	0	53	6	12	12
令和9年度	量の見込み	5	0	43	2	7	8
	確保量	17	0	53	6	12	12
令和10年度	量の見込み	6	0	45	2	8	8
	確保量	17	0	53	6	12	12
令和11年度	量の見込み	5	0	38	2	8	8
	確保量	17	0	53	6	12	12

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

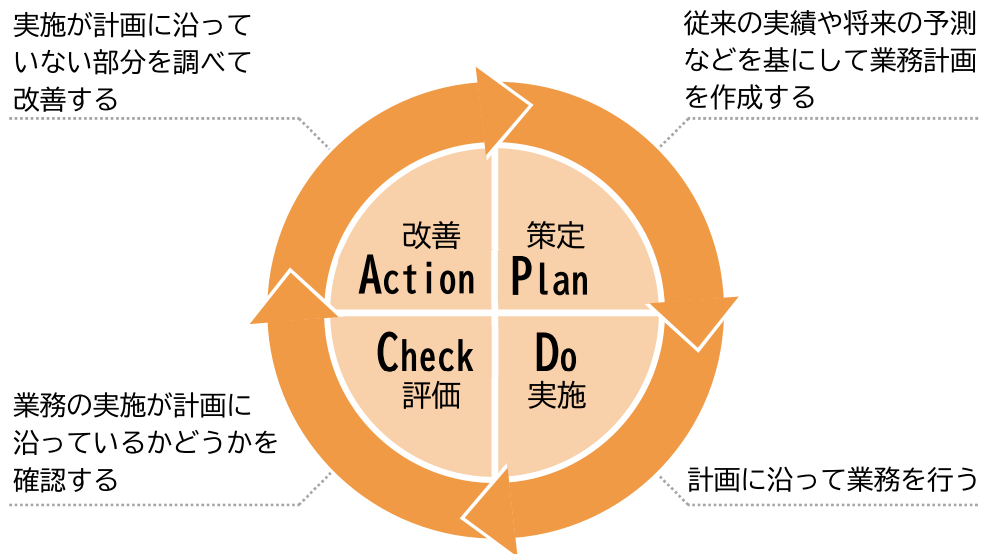
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
(種)	①基本型・特定型	量の見込み	—	—	—	—	—	
		確保方策	—	—	—	—	—	
	②母子保健型	量の見込み	1	—	—	—	—	
		確保方策	1	—	—	—	—	
	③こども家庭センター型	量の見込み	—	1	1	1	1	
		確保方策	—	1	1	1	1	
時間外保育事業		量の見込み	4	4	4	4	3	
		確保方策	18	18	18	18	18	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		量の見込み	26	22	18	15	16	
		確保方策	50	50	50	50	50	
(延べ)事業	①ショートステイ	量の見込み	0	0	0	0	0	
		確保方策	—	—	—	—	—	
	②トワイライトステイ	量の見込み	0	0	0	0	0	
		確保方策	—	—	—	—	—	
乳児家庭全戸訪問事業(延べ訪問件数)		量の見込み	14	13	13	13	12	
		実施体制	保健師が生後2か月までの乳児に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努める。					
養育支援訪問事業(延べ訪問件数)		量の見込み	2	2	2	2	2	
		実施体制	養育上、必要な対象者には保健師による継続的な訪問を実施している。					
地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の見込み	574	484	473	461	450	
		確保方策(実施箇所数)	1	1	1	1	1	
(延べ)事業	①幼稚園における園児を対象とした一時預かり	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	—	—	—	—	—	
	②その他定期的な利用	量の見込み	1	1	1	1	1	
		確保方策	30	30	30	30	30	
病児保育事業(病児・病後児保育事業)(延べ利用人数)		量の見込み	7	6	6	6	6	
		確保方策	6	6	6	6	6	
ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の見込み	0	0	0	0	0	
		確保方策	—	—	—	—	—	
妊婦健康診査事業		量の見込み(検診回数)	196	182	182	182	168	
		確保	実施場所	県内及び県外医療機関				
			実施体制	妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には助成金を交付				
			検査項目	一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等				
			実施時期	妊娠期				

8 計画の推進に向けて

(1) 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「関ヶ原子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ



(2) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

(3) 町民・企業・関係機関との連携

本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

関ヶ原町こども計画（概要版）

令和8年3月

発行：関ヶ原町 編集：関ヶ原町住民課
〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58
TEL：0584-43-1113 FAX：0584-43-2120